

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則                      (入学の出願)                      第6条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に所定の検定料を添えて所定の期日までに願い出なければならない。                      (1)～(4) (略)</p> <p>2 日本国に在住する外国人志願者は、前項各号の書類のほか、<u>外国人登録原票記載事項証明書</u>を添付しなければならない。</p> <p>3 日本国以外に居住している外国人志願者は、第1項各号の書類のほか、本人の所属長又は出身若しくは在学中の学校の指導教員等の推薦書及び在学に係る学費・滞在費等の支弁能力を証明する書類を添付しなければならない。</p>	<p>本則                      (入学の出願)                      第6条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「<u>入学志願者</u>」という。)は、次の書類に所定の検定料を添えて所定の期日までに願い出なければならない。                      (1)～(4) (略)</p> <p>2 日本国に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、前項各号の書類のほか、<u>住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。)</u>を添付しなければならない。</p> <p>3 日本国以外に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、第1項各号の書類のほか、本人の所属長又は出身若しくは在学中の学校の指導教員等の推薦書及び在学に係る学費・滞在費等の支弁能力を証明する書類を添付しなければならない。</p>	

附 則 (24 教規程第 33 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。